

市町村企業職員の退職手当の支給に関する規則

(昭和40年9月7日)
(組合規則第3号)

改正 平成18年9月29日組合規則第24号

(目的)

第1条 この規則は、市町村企業職員の退職手当の支給基準を定める条例（昭和40年組合条例第2号）に基づいて企業職員（以下「職員」という。）の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当)

第2条 職員に対する退職手当の額及び支給方法等については、市町村職員退職手当条例（昭和38年組合条例第1号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。
- 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第17条第2項及び同法附則第5項に規定する職員の退職手当の額及び支給方法等については、この規則を準用する。

附 則（平成18年組合規則第24号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。